

地方独立行政法人静岡市立静岡病院役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については基本報酬、通勤手当及び業績手当とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。

2 役員が職員（地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下、「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）を兼ねる場合は、役員報酬を支給しない。ただし、職員給与規程により職員の受ける給与の額と役員報酬の額との権衡上必要があると認められるときは、その額に相当する額を調整して支給することができる。

(報酬の支給日)

第3条 常勤の役員報酬の支給日は、職員の例による。

2 非常勤役員報酬の支給日は、理事長が別に定める。

(基本報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額1,250,000円
- (2) 副理事長（医師である者に限る。） 月額1,125,000円
- (3) 副理事長（医師である者を除く。） 月額650,000円
- (4) 理事 月額600,000円

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及びその支給方法は、職員の例による。

(業績手当)

第6条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 業績手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職又は死亡の日現在）において常勤の役員が受け取るべき基本報酬月額に、100分の200

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の業績手当の額を定めるに当たっては、静岡市長が行う業務の実績に関する評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等（以下「業績評価の結果等」という。）を総合的に勘案するものとし、同項の規定による業績手当の額の100分の20を超えない範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 役員の業績手当の支給の一時差止については、職員の給与の例による。

5 前項の場合のほか、理事長は、支給日に業績手当を支給することとされている役員に対して、業績手当を支給することが、法人の業務に対する市民の信頼を確保し、業績手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、業績手当の支給を一時差し止めることができる。

（業績手当の支給制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項及び第3項の規定により解任された役員（同条第2項第1号の規定により解任された場合を除く。）

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その任期が満了した日又は退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(3) 前条第4項及び第5項の規定により業績手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの（日割計算）

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 常勤の役員が退職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで基本報酬を支給する。

3 前2項の規定により基本報酬を支給する場合における日割計算の方法は、職員の例による。
(非常勤役員報酬)

第9条 非常勤役員報酬は、日額30,000円とする。
(費用弁償)

第10条 役員が職務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用の弁償については、職員の旅費の例による。
(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(業績手当の支給制限等に関する経過措置)

2 この規程の施行日前に禁錮以上の刑に処せられた者に係る業績手当の支給の一時差止及び支給制限については、なお従前の例による。